



2020年3月4日

報道関係各位

日本一般用医薬品連合会
会長 柴田 仁

日本一般用医薬品連合会 名称使用差止請求裁判について

私たち日本一般用医薬品連合会(「当会」)は、当会の承諾なく、当会と同一の名称及びロゴマークを使用していた三輪芳弘氏を会長とする団体を被告として、当会の名称及びロゴマークの使用差止め等を求め、ロゴマークの商標権を有する大正製薬株式会社様とともに、2018年11月21日付けで東京地方裁判所に訴えを提起し、裁判手続の中で主張を行って参りました。

本件訴訟につき、本日(2020年3月4日)、被告団体から請求認諾書が提出され、請求の認諾により、当会の請求が全て認められる形で終了しましたことをお知らせします。

本件訴訟は、原告である当会を「日本一般用医薬品連合会(代表者会長 柴田仁)」、被告団体を「日本一般用医薬品連合会(代表者会長 三輪芳弘)」としておりましたが、被告の請求の認諾により、以下の当会の請求が全て認められたこととなります。

- ① 当会が使用する「日本一般用医薬品連合会」及び「Japan Federation of Self-Medication Industries」の文字を含む表示について、被告団体が使用してはならないこと。
- ② 当会が大正製薬株式会社様の許諾を得て使用していたロゴマークについて、被告団体が使用してはならないこと。
- ③ 当会に帰属するとして主張していた当会名義の銀行口座の預金債権が、被告団体ではなく、当会に帰属すること。
- ④ 被告団体が訴訟費用を負担すること。

以上のとおり、当会が正当な日本一般用医薬品連合会であることが手続的に確定することになりましたので、ご報告申し上げます。

関係各位におかれましては、今後ともよろしくお願い致します。

<本件に関するお問い合わせ>

日本一般用医薬品連合会 江上 栗田 電話：03-3865-4911